

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1-10
法令名	農業協同組合法	根拠条項	11の17-1		
許認可等	農協の共済規程の承認				
(根拠規定)					
○ 農業協同組合法第11条の17第1項					
組合が、第10条第1項第10号の事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。					
・ 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業・・・共済に関する施設					
・ 農業協同組合法第11条の7第2項					
前項の共済規程には、共済事業(第10条第1項第10号の事業(この事業に附帯する事業を含む。))及び同条第8項の事業をいう。以下同じ。)の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。					
(許認可等の基準)					
○ 共済事業向けの総合的な監督指針					
共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、次に掲げる要件(変更の承認にあつては、①及び②を除く。)に適合するか慎重に審査するものとする。					
①当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること					
②当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。					
③規則第11条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること。					
④共済規程に記載された事項のうち、事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること。					
ア 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。					
イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。					
ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。					
エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって、明確かつ平易に定められたものであること。					
オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。					
⑤決定手続きは、農協法第44条及び第45条等に照らし適法に行われていること。					
(その他)					
○ 添付書類(農業協同組合法施行細則第9条)					
(1) 共済規程					
(2) 定款					
(3) 事業計画の概要					
(4) 総会(総代会)議事録謄本					